

政令第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の四前段及び第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の六中「第四十三条の三の三十一第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改める。

第二十八条中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改める。

第六十二条第一項第七号及び第八号中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三

第三項」に、「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改める。

第六十四条の表第八号中「第八号」を「第十一号」に改め、同表第十号、第十一号及び第十三号中「第五号」を「第八号」に改める。

別表第一の四十の項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改め、同表の四十一の項中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改め、同表の四十二の項中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同表の四十三の項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に、「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同表の四十四の項及び四十五の項中の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改め、同表の四十四の項及び四十五の項中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に、「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改め、同表の八十八の項を同表の九十の項とし、同表の五十九の項から八十七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の五十八の項中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改め、同項を同表の六十の項とし、同表の五十七の項を同表の五十九の項とし、同表の五十一の項から五十六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の五十の項の次に次の二項を

加える。

五十一	法第四十三条の二十六の二第一項の型式証明を受けようとする者	九十八万九千三百円（電子申請等による場合にあつては、九十 八万七千二百円）
五十二	法第四十三条の二十六の三第一項の指定を受けようとする者	二十七万五千円（電子申請等による場合にあつては、二十七 万三千円）

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正）

第二条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第四十三条の三の二十七」を「、第四十三条の三の二十七並びに第四十三条の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並

びにこれらの附属施設に係る場合に限る。」に改める。

附 則

この政令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

理由

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令において使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明等を受けようとする者が納めるべき手数料の額を定めるとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令において発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の規定の適用の特例を定める等の必要があるからである。